

日本臨床腫瘍薬学会 外来がん治療専門薬剤師制度の新設について

(令和2年9月27日)

1. 目的

これまでの「外来がん治療認定薬剤師」認定制度の基本的な考え方をふましつつ、法律の改正によって令和3年8月に創設される高度専門医療機関連携薬局制度に対応することを想定した要件を備えた薬剤師を「外来がん治療専門薬剤師」として認定する制度を設けます。

なお、令和3年4月から3年間は、暫定認定制度を設けることにより、制度新設時の人材不足に対応することにします。

2. 変更点

現行の外来がん治療認定薬剤師(APACC)」を基礎として、現行の①、②に③を加えたものを「外来がん治療専門薬剤師」として認定します。

- ① 外来で行われるがん薬物療法に関する高度の専門知識を有すること
- ② 実地で患者に対して服薬指導を行える適切な技能および態度を有すること
- ③ 薬局が病院と連携するために必要な実地の業務に関する一定水準以上の知識および経験を有すること
 - ①について、新規申請時の筆記試験および更新時の試験で確認(内容は「外来がん治療認定薬剤師」と同一)
 - ②について、新規申請時の提出事例の内容、面接試験および参加・修了等の研修歴および更新時の研修歴で確認(「外来がん治療認定薬剤師」と同一内容で同時に実施)
 - ③について、次の(1)(2)の双方を満たすことを新たに認定の要件とします。
 - (1) 病院または薬局での5年以上の薬剤師としての勤務歴を有すること
 - (2) 日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修を修了したこと

3. APACC から外来がん治療専門薬剤師への認定

【現行の APACC 認定者を対象とした暫定認定制度】

令和3年4月1日時点の APACC 認定者に対しては、

(1) 病院または薬局での5年以上の薬剤師としての勤務歴

を満たす場合、申請および審査に基づき「暫定外来がん治療専門薬剤師」の認定を行います。暫定の認定期間は、初回は当該者の APACC 認定の残り期間または令和6年3月までの短い方とします。

「暫定外来がん治療専門薬剤師」の取得者が令和4年4月または令和5年4月に APACC 認定を更新するときには、「暫定外来がん治療専門薬剤師」も同時に更新されますが、暫定認定期間は令和6年3月までとします。

【暫定認定者の「外来がん治療専門薬剤師」への移行】

暫定認定者が令和 6 年 3 月までの間に、日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修を修了した場合、申請に基づき、「外来がん治療専門薬剤師」に移行できます。

なお、暫定認定者が、提出した職歴若しくは研修歴等により、日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修修了と同等以上の知識・経験を有すると認められる場合、当該研修を修了していても、「外来がん治療専門薬剤師」に移行できます。

初回の「外来がん治療専門薬剤師」の認定期間は、当該者の APACC の認定終了時までとします。

(修了済みとみなす条件および審査方法については、令和 2 年 9 月 27 日に設置された実地研修委員会研修歴審査小委員会にて検討し、後日提示します。)

【令和 4 年からの APACC 認定者の「外来がん治療専門薬剤師」への移行】

令和 4 年 4 月より、APACC 認定者が、

- (1) 病院または薬局での 5 年以上の薬剤師としての勤務歴を有すること
- (2) 日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修を修了したこと

の双方を満たして、「外来がん治療専門薬剤師」を申請した場合、審査により認定します。この場合、初回の認定期間は、もとの APACC の認定終了時までとします。

なお、この審査において、申請者が提出した職歴若しくは研修歴等により、日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修修了と同等以上の知識・経験を有すると認められる場合、当該研修を修了していても、修了済みとみなすことができます。

(修了済みとみなす条件および審査方法については、令和 2 年 9 月 27 日に設置された実地研修委員会研修歴審査小委員会にて検討し、後日提示します。)

4. APACC 未取得者の外来がん治療専門薬剤師への認定

【実地研修修了済みの者が、APACC 初回認定の条件および薬剤師歴 5 年の要件を満たした場合の「外来がん治療専門薬剤師」の認定】

申請及び審査により、当初から「外来がん治療専門薬剤師」の認定を行います。認定期間は 3 年間とします。

【外来がん治療専門薬剤師の更新】

「外来がん治療専門薬剤師」は、原則として 3 年毎に更新します。更新時の審査内容は、APACC に準じます。